

平成31年度（令和元年度）『介護人材キャリアアップ研修支援事業』  
出前講座/ユニット研修 実施要領

1. 目的

小規模介護事業所に対して、介護知識・技術等について各事業所・職員のレベルに応じた集合研修開催を支援し、介護職員の資質向上・定着率の向上を図ることを目的とし、併せて、地域でのユニットを構成した合同研修とすることで、各地域における地域包括ケアシステム構築を見据えた地域連携の促進に資する。

2. 助成要件

(1) 下記全項目を満たした集合研修を助成対象とする。

**☆本助成要件を満たさない企画提案書は受理しない**

① 3 法人以上でユニットを形成のうえ企画提案されたもの。

② 5 施設・事業所以上が参加し、30 名以上の介護職員が受講することが見込まれるもの。

**☆介護施設・事業所職員以外(地域住民・学生等)は、本項の受講人員に含まない**

③ 受講者のうち、小規模施設・事業所職員(※1)の参加が1/3 以上見込まれるもの。

**※1 小規模施設・事業所とは、職員数30名以下の施設・事業所とする**

④ 令和元年5月1日(水)から令和2年3月13日(金)までに開催するもの。

⑤ 研修テーマが下記4項目のいずれかに該当するもの。

| 種類 | 研修項目             | 例示                    |
|----|------------------|-----------------------|
| a  | 就業環境の改善に関する研修    | 労務管理・コミュニケーション・コーチング等 |
| b  | 福祉・介護職にかかる資質向上研修 | 介護技術向上・介護実践研修等        |
| c  | 対応力向上研修          | リスクマネジメント・接遇・苦情対応等    |
| d  | メンタルマネジメントに関する研修 | メンタルヘルス等              |

3. 助成金

(1) 講師謝金 上限 20,000 円

(2) 講師交通費 上限 8,000 円

☆同一講師が、本支援事業該当の研修を同一会場で同一日に複数回実施する場合は、講師交通費は、1ユニットのみに助成する。

☆会場使用料、設備・備品費、資料作成費等上記以外の全ての経費は、助成対象とはしない。

#### 4. 手続き

##### (1) 申請

①原則として、研修開催日の1週間前までに、企画提案書<様式1>を提出すること。

**☆書式は一切変更しないこと**

**☆企画提案書において、助成要件を下回るものは受理しない**

##### (2) 受理書返信～請求書郵送

①企画提案書が適正と認められた場合、当振興会より受理書が返信されるので、講師料等請求書<様式2>を速やかに提出(郵送)すること。

なお、請求書は**各研修毎に1枚作成**すること。

##### (3) 研修当日

①受講者全員に、出前講座アンケート<様式3>を実施すること

##### (4) 研修終了後

①研修終了後14日以内に、下記データファイルを提出すること。

ア. 出前講座報告書<様式4>・・・**1助成措置につき1部提出**すること

イ. アンケート集計票<様式5>・・・**1助成措置につき1部提出**すること

ウ. 研修資料一式<任意のデータファイル>

**☆本項ア～ウは、必ずデータファイルを e-mail 添付で提出すること**

##### (5) 各書式の提出方法

①前各項の提出は、下記の方法によること。

ア. 請求書；下記宛郵送

〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6番29号

(一社)広島県シルバーサービス振興会 出前講座係

イ. 請求書以外のデータファイル(企画提案書・出前講座報告書・アンケート集計票・研修資料一式)：下記宛 e-mail で送信

e-mail : unit@hiroshima-silver.or.jp

#### 5. その他

(1)助成件数は、1ユニット当たり年度中3件までとする

(2)先着順に受け付け、予算額に達した時点で申し込み受付を終了する。

(3)次の場合は、助成金の返還を求める場合がある。

①企画提案内容の研修を実施しなかった場合。

②期日までに上記出前講座報告書・アンケート集計票・研修資料一式が提出されない場合。

③報告書の内容が助成要件を大きく下回る場合。

## 6. 講師の紹介

- (1) 本事業受託機関は、ユニット担当者の求めがあった場合は、研修開催テーマに適応する講師を紹介する。
- (2) 紹介後の講師との折衝は、ユニット担当者と講師間で行うこと。

## 7. 実施期間

本要領の実施期間は、令和元年5月1日から令和2年3月31日までとする。

☆研修開催期間は、前述のとおり令和2年3月13日迄とする。